社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会 広報紙広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会(以下「本会」)が発行する広報紙への広告 の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

- 第2条 本会の広報紙に掲載する広告は、公共性が認められ、かつ福祉的な品位を損なう恐れがない事業所及び団体等で、次のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 責任の所在が不明確なもの
 - (2) 内容が不明確なもの、あるいは虚偽又は誤認されるおそれがあるもの
 - (3) 著しく営利性を帯びたもの
 - (4) 政治性または宗教性のあるもの
 - (5) 公序良俗に反するもの
 - (6) 社会問題等についての主義主張
 - (7) 事実でないのに市社協が広告内容を奨励、あるいは保証しているかのような表現のもの
 - (8) その他、広告として適当でないと本会会長が認めるもの

(掲載の申込み及び決定)

- 第3条 広告の掲載を希望するもの(以下「申込者」)は、本会広告掲載申込書(様式第1号)を本会会 長へ提出するものとする。
- 2 本会会長は、前項の申込みがあった場合、速やかに審査のうえ掲載の可否を決定する。
- 3 掲載が適当と認められたものについては、広告掲載決定通知書(様式第2号)を、不適当と認められたものについては、不掲載決定通知書(様式第3号)により、申込者へ通知するものとする。

(掲載料)

- 第4条 広告にかかる掲載料は、別表1のとおりとする。
- 2 申込者は、広告を掲載しようとする月の前月末日までに掲載料を支払わなければならない。 (広告原稿の作成及び提出)
- 第5条 広告原稿は、申込者が作成し、発行月の前月20日までに本会会長に提出しなければならない。 (委任)
- 第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別表 1 基本掲載料金 (消費税込)

No.	規格	金額
1	縦 56mm×横 90mm(1 枠)	10,000 円
2	縦 56mm×横 180mm(2 枠)	15,000 円

※掲載1回あたりの料金になります。